

# 資 料

## MISCELLANEOUS

我國に於ける流刑に就て……………小山松吉

英米行政法及ビ行政裁判法研究資料

ノ紹介……………助教授 中村彌三次

中村萬吉教授提出論文審査要旨

# 我國に於ける流刑に就て

小 山 松 吉

---

## 目 次

- 一 緒 言
- 二 上古時代の流刑
- 三 中古時代の流刑
- 四 近古時代の流刑
- 五 結 語

---

昭和三年六月十六日日本大學法科大會に際し小山檢事總長を聘して一時の講演を請ひしに一般學生多大の感興を喚起し、之を露天講演として聽講するに止むるを遺憾とし、再び懇請して昭和四年五月十八日午後一時より第二高等學院講堂に於て科外講演を開催して再度講演を仰ぎたり。本稿は當日講演の速記を特に同總長の校閱を経て掲載したるものなり。講演速記なるが故に講演時間の關係上論文として精粗宜しきを得ざるの點或は同總長の眞意に副はざるべきものあることを諒とせられたし。(昭和四年十一月高井忠夫識)

---

## 一 緒 言

私は我國に於ける流刑、昔は、之を流刑るけいと言つて居りました、俗に言ふ島流しであります、此の事に付て少し研究いたしました事柄をお話しやうと思ふのでございます。

臨時法制審議會が廢されまして、今度は法制審議會となつたのでありますが、此の臨時法制審議會の諮問第四號に刑法を如何に改正すべきかと云ふ内閣總理大臣の諮問がありまして、之に對し臨時法制審議會は綱領を議決したのでありましたが、其の綱領の一つに、自由刑に代へて居住制限を科することを得べき規定を設くること、云ふ一條があります、簡単に申しますれば、刑の言渡をします時に、被告人を監獄に入れずして其の居住を制限すること、即ち懲役又は禁錮に處せずして其の者の居住の場所を制限すると云ふ規定を設けたら宜からう、斯う云ふ綱領が出来たのであります。目下司法省内に於ける刑法の改正委員會に於ては此の點を研究中であります、居住制限と云ふ言葉は外國の立法例にある文字を用ひたのでありますからどう云ふ事項までを包含せしむべきかと云ふことは現今研究中であります。昔の流刑、又は江戸構ひ——江戸から追放するやうなことも、之に入るべきものであるかどうかと云ふことが、研究の問題になつて居ります。そこで、私は島流しと云ふことが、日本では一體どう云ふ風に行はれて居つたのであるかと云ふことを、只今の若い人は餘り御承知ないやうでありますから、それをお話を致し、研究の御參考に供したいと思ふのであります。其の後で參考の爲に英國、露西亞などの流刑のことも簡単に申し上げたい積りであります。

我國に於ける流刑と云ふものを分けて見ますと。上古時代、中

古時代、近古時代の三つに分けるのが相當であると思ふのであります。是れは私の考で分けたのでありまして、刑罰の歴史の上では斯う分けるのが相當であると思つたのであります。歴史家に言はしむれば必ずしも私の分け方に同意しないかも知れません。併し、刀劍の歴史などでは私の分け方のやうにして古刀新刀の區別をして居るやうであります。建國の初めから安徳天皇の壽永二年までを上古時代、後鳥羽天皇の元暦元年から後陽成天皇の慶長四年までを中古時代、慶長五年から孝明天皇の慶應三年までを近古時代と致しましたが、丁度刀劍の分け方が斯うなつて居りまして、慶長以後の作を新刀と申して居ります。

## 二 上古時代の流刑

第一は上古時代に於ける流刑であります。日本では此の時代にどう云ふ者に對し島流しの刑を言ひ渡したか、又どう云ふ處遇をしたかと云ふことをお話を致します。之に付ては上古時代にどう云ふ刑罰を刑法の上に規定して居つたかと云ふことを明かにせねばならぬのであります。此の時代は唐の法制を繼受しまして、五刑と云ふのがあつた、一番輕いのが笞——即ち笞で主として尻を叩くのであります。是れは十から五十までになつて居ります。其の次は杖であります。杖と云ふのは少しく太い物を使つたのであります。是れは六十から百までとしてあります。其の次に重い刑が徒であります。今では懲役と言つて居り

ますが、明治の初め迄は徒刑と言つたのであります。其の次が流、即ち島流しで、一番重いのが死、死刑であります。死刑には昔は斬罪と云ふのと、今のやうに絞首をやるのと二つありましたが、兎に角流刑と云ふのは刑の二番目の重いものであつたことは明瞭であります。上古時代には、延喜式の規定に依りますと、遠流、中流、近流と三つありました。遠流と云ふのは何處へ流すのかと申しますと、時の帝都を標準としまして、伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐であります。其の頃の里程は約四丁を一里としたのでありましたが、伊豆國は京を去ること七百七十里と書いてあります。それで非常に日本が廣いやうに思はれますが、里程の計り方が現今と違つて居つたのであります。中流と云ふのは信濃國、伊豫國で、近流と云ふのは越前國、安藝國であります、昔は是れだけの國が島流を朝廷より引受ける所で、餘り名譽の國ではなかつた。其の後になりまして延喜式外の國として、上總、下總、陸奥（今の陸前、陸中、陸奥であります）それに越後、出雲、周防、阿波に罪人を流すことになつたのであります。

流刑に處せられました者はどう云ふ風に處遇せられたかと云ふと、極めて寛大でありまして、是れは法律殊に刑法を研究なさる方の御注意を請ひたいのであります、我々の祖先が適用した刑罰は外國に比較すると極めて寛大であつたのであります。流刑に就て見れば、流に處せられた者に對して、國家は極めて

寛大な態度を取つて居ります。第一に流刑の言渡を受けた者は家族を連れて行くことが出来る、どう云ふ人が行けるかと云ふと、妻及び妾であります。此の頃は相當の身分のある者は妾を持つて居つたが、妻妾は必ず主人に従はしめ、親とか、祖父とか、子とか、孫とかの親族は、一緒に行きたいと云ふ希望があれば一緒に行かしたのであります。例へば親孝行の者があつて、父が老いて居るから父と共に都を立去つて、流地に行きたいと言へばそれを許したのであります。さうして愈々出發する迄は京の牢に暫く入つて居りまして、さうして後に或る一定の護送の時が來ると護送されたのであります、護送します時には、太政官から刑部の方にその事を通達する、即ち今の内閣から司法省の方へ通達を發するやうなものでありまして、刑部は其の島流しに指定せられた國の、國司に其の通知を發するのであります。さうして流地に參ります時には、家來を連れて行くことは一切許しませんが、前に述べた通り妻妾だけ一緒に行きまして、流地に到着すると、一人に付米一升、鹽一勺、それだけを毎日官から貰ふのであります。後には稻種を貰つて田を作ると云ふことも許されました。一年位規定の役に服して居りまして、其の後課役を免せられますと、其の土地で百姓をして居ります。さうして滿役となり又は赦に依りて免せられたる時は、信濃とか安房とか流地の國の籍に編入されるのであります。六年に至らずして死にますと、一緒に行つた妻妾等は、歸りたい時には京

に歸ることを許されるのであります。以上は極くざつとしたお話であります、此の頃は島流しに處せられたからと言つて、流地に於て監禁するとか、或一定の牢屋に入れて置くと云ふことはしなかつたのであります。

流刑は何時から行はれたかと云ふと、どうも書物の上では、はつきりしないのであります、日本書紀其の他を讀んで見ますと、先づ允恭天皇の御代から流刑があつたと云ふことは明かであります。一體どう云ふ犯罪に流刑を適用したかと申しますと、是れも能く分らないのであります。我々の祖先は支那人と違つて餘り文學の思想がなかつたからであります。萬葉集などに依ると、和歌は好く詠んで居りますが、文學の研究が十分でなかつたと見えて、古代のことを書いた物が澤山ないのでありますから、古い時代のことは文獻の徴すべきものがない爲に能く分りませんが、兎に角、どう云ふ人々が島流しになつたかを調べて見ると大體は分るのであります。著名なものを少々申し上げて見やうと思ひます、第一は今申しました允恭天皇の二十三年輕大娘皇女と云ふ皇族の方が伊豫國に流されて居ります。是れは閩門の問題であります。推古天皇の九年に新羅の間牒の——其の當時日本は朝鮮を半分取つて居りましたが——迦摩多と云ふ者を對島に捕へて、之を上野に流して居ります。文武天皇の三年に、有名な役の行者えんを關西地方で捕へて、伊豆國に流しました。役の行者とは役の小角でありまして大和國葛木

山に住んで居りたる、呪法の修験者であります、病氣を癒したり、又は鬼神を使つたり、狐を使つたり、色々のことをした爲に、人心を惑はすものと認められ伊豆に流されたのであります。次は稱徳天皇の神護景雲三年に弓削道鏡が獨斷で和氣清麿を大隅に流し、姉法均を備後に流して居ります。次には仁明天皇の承和五年遣唐副使小野篁を隱岐に流して居ります。是れは歴史には可なり有名なことになつて居ります。小野篁を支那へ遣唐副使として出張せしめたのでありますが、此の當時は極く小さい船で支那へ行くのでありますから、支那海の波の荒い所を航行する爲、往々遣唐使は船を争つたのであります。小野篁は副使でありまして、正使の藤原常嗣と船争ひをして、自分の取る筈であつた船を常嗣に奪はれたから、篁は不平であつて、病と稱して唐へ行かない、支那へ行くのは御免蒙ると引込んで居つた、それだけでは問題はなかつたのでしたが、盛んに朝廷の處置を書面を以て誹謗したのであります。今で云ふ不穩文書を發表した譯であります。是れが問題となり、其の時の裁判官は小野篁を絞刑(死刑)に處すべきものであるが、罪一等を減じて流刑にし隱岐國に流したのであります。此の人は文章も達者で且つ歌人でありますが、島流しの言渡を受けてから盛んに和歌を詠み、其の歌が有名になつて、百人一首の中にも出て居るのであります。「和田の原やそしまかけてこぎ出ぬと人には告げよあまの釣舟」と云ふのは其の時の歌であります。歌留多をおや

りになる方もありませうが、序にお話を致しますが、小野篁が流される時に作った歌であると云ふことを知つて詠むと、是れは成程名歌であります。自分は酷いめに遭つて流刑に處せられ今やそ島かけて漕出たと云ふことを、京の人に告げて呉れ、釣舟に居る漁夫は皆に其のことを言つて呉れと云ふのですから、知人の同情に訴へた歌であります。其の時の歌で有名なのは「ほのぼのと明石の浦の朝霧に島かくれ行く舟をしぞ思ふ」と云ふやうなものがあります、是れは明石では柿本人麻呂の歌として傳説も残つて居りますが、古今集では小野篁の歌としてあります。斯う云ふことで小野篁は隱岐に流されましたが、犯罪が犯罪でありますから間もなく京都に召し還されて居ります。其の次は清和天皇の貞觀八年八月に大納言伴善男が伊豆の國に流され、其の子の中庸は隱岐の國に流されて居ります。是れも餘程面白い事件で、大極殿の前方に應天門と云ふ立派な門がありました、此の應天門に火を附けたのであります。放火罪であります、極めて簡単に處分になりまして島流しになつたのであります。次は堀川天皇の康和四年十二月に源義家の子義親が、比叡山の僧と喧嘩をしたと云ふことゝ、朝廷の御沙汰に従はなかつたと云ふので、隱岐に流されました。次は保元の亂に藤原兼長以下十四人の公卿を流刑にし、源爲朝を弓が上手と云ふので、左の手の筋を抜いて伊豆大島に流しましたが、爲朝が大島で勢力を振つたことは御承知の通りであります。次は後白河天皇の

永曆元年、前右兵衛佐頼朝が尾張守平頼盛に捕へられまして、平宗清の盡力に依り、死一等を減じて伊豆に流されたのであります。次に高倉天皇の治承元年に鹿ヶ谷の陰謀が發覺して、大納言藤原成親が備前に、少將藤原成經、判官平康頼、僧俊寛が鬼界島に流されたのであります、鬼界島とは種々の説があつてどこか分らないが、兎に角、鹿兒島縣の今の大島と大隅國の間の島だと云ふことは確かであります。次は高倉天皇の承安三年五月僧文覺(遠藤盛遠)を伊豆に流して居ります、是れは法皇の御在でになつた法住寺殿に参りまして、近侍の侍と喧嘩した咎に依り流されたのであります、此の人などは伊豆國へ参りまして、流されたと云つても通常の寺に居つて、人相を見て遠近の人々より尊敬せられ、盛に活動をして居つたのであります。

まだ澤山事例はありますけれども著名なもののみを挙げました。以上の事實に依つて上古に於てはどう云ふ犯罪に對して流刑を適用したかと云ふことが、略々お分りになつたであらうと思ひます。

流人に對する此の時代の處遇は能く分りませんが、朝廷の命令又は國司の考で、寛嚴の差はあつたのであります。書物の上で一番情ない生活をして居つたと思ふ人は、鹿ヶ谷の時に流されました成親であります、成親卿の奥様の慰問の使として源左衛門信俊と云ふ人が備前に行きました際に、大納言ともあるべき人が、相當の所に住つてゐるかと思つて見ると、住居の垣根は土

で塗つてあると申しますから、壁のことでありませう、戸には藁の菰を掛け、藁を束ねた敷物の上に座して居つたと云ふことを、源平盛衰記に書いて居ります。是れなどが極めて情ない處遇を受けたのであります、源爲朝などは大島に行きまして、俺は大島を朝廷より貰つたのだと言つて、附近の島々を征服して國司同様の生活をして居つた。傳説に依ると狩野某が爲朝が亂暴すると云ふので、之を討伐の爲船に乗つて行つた所が爲朝の發した一本の矢で船が顛覆したと云ふ事で有ます、爲朝は伊豆七島を領してから琉球に渡つて居る、伊豆列島と沖繩列島とは海へ出て見ると割合に近いらしいので、爲朝は伊豆より琉球邊を横行して居つたやうで有ます。源頼朝は島流しでありますが、伊豆の北條時政から客分同様の待遇を受けて、通常の侍のやうな生活をして居り、多くの人々の訪問を受けて、自分でもあの邊を歩いて居りました、僧文覺は其の頃頼朝の人相を見て、お前さんは將來天下を取る相があると言つたと云ふ話もあります、此の頃の流人は極めて寛大な待遇を受けて居つた事は明かであります。

茲で一つ御注意までにお話をして置きますが、歴史上流刑に處せられたのか又は左遷せられたのであるか明かでないものがあります、左遷と云ふのは地位を下げられることを云ふので、支那の字義を調べて見ると、謫官即ち官を落すことを左遷と云ふとありますが、支那では昔京師の役人が地方官吏即ち州縣の官吏になることを左遷と言つた、日本の例を申しますと、光仁天

皇の寶龜元年弓削道鏡を、太政大臣禪師と云ふ官職から造下野國藥師寺別當に貶したのを、下野に流すと書いた書物もありますが、是れは流刑ではないのであります。それから菅原道眞は大宰權帥に落されたので、是れも流刑ではないのであります。

我國に於きましては流刑の事例は比較的多いのでありまして今まで申しましたのは歴史上名高いもののみであります、庶民階級の者で流刑になつたものも澤山あるに相違ない、斯う云ふ風に一體流刑が多かつたのは理由があります、日本の歴史を見ますと、實に不思議な事實があるので、我國では長い間、政治犯、其の他政争等がありました際に、時の政治家は反對黨に對して死刑を濫用すると云ふやうなことをしなかつたのであります。栗山潜峰が書きました「保建大記打聞」の中に論じて居るやうに、嵯峨天皇の弘仁元年に勝原仲成を誅罰せれて以來三百四十年間、政治犯等に死刑を適用しなかつたのであります。こんなことは外國の例には殆どないのでありまして、是れが保元の亂の時に大議論になり、平家弘以下七十余人の處分をどうしやうかと云ふ問題が起つた、左大臣雅定、大納言伊通等の議論で、藤原仲成を誅して以來、久しき間死刑は止めてあるから、平家弘以下も死一等を減じて島流しにした方が宜からうと云ふ説を主張したのであります、信西入道がどうしても聞かない、信西は、大層法皇に信任せられた人でありまして、どうしても斬らねばいかんと言つて、七十餘人を斬つてしまつたの

であります。源義朝も父の爲義を斬らねばならんことになつたのであります。之を歴史家は非常に残念なことと論じて居ります。明治二年に刑法改正に關する詔勅が集議院に下りましたが此の刑律改撰の詔の中に「(前略)今や大政更始宜く古を稽へ今を明にし寛恕の政に従て忠厚の俗に復し、萬民所を得て國威始めて振ふ可し、頃者刑部新律を撰定する時仍て茲旨を體し凡八虐故殺強盜放火等の外異常法を犯すに非ざるよりは大抵寛恕以て流以下の罪に處せしめんとす。抑々刑は刑なきに歸するにあり宜しく商議して以て上聞せよ」とありますが八逆と云ふのは、謀反とか親に對する犯罪とか言ふもので、其の他人殺し、強盜、放火などの外は成るべく寛恕にして、流以下の刑に處するやうにしろ、是れが日本の古來からの方針であると云ふ御沙汰が出て居るのであります。我日本の古い裁判を見ますと、流刑と云ふものは可なり多くありまして、さうして死刑が少いのであります。是れで上古時代を終ります。

### 三 中古時代の流刑

次は中古時代に於ける流刑であります。此の時代は上古とは事情が變つて居ります。後鳥羽天皇の元暦元年、平家滅亡以後であります。初は鎌倉時代、次に足利時代は何れも國家多事の時でありまして、以前のやうに國が穩かでなかつたのであります。此の時は武家專制の時代でありまして、流刑に處すべ

き罪は貞永式目、所謂御成敗式目に依つて定つて居ります。夜討即ち不意に人の家に乗込んで財産を奪ふやうな者、其他強盜の張本は斬に處し、張本でない者は流に處する、人を双傷した者賭博三度以上に及んだは伊豆大島に流す。もう一つ是れは中々良い法律であると思つて居りますが、喧嘩とか口論とかの基は惡口より起るものなりと云ふので、人に對し惡口をした者の重き者は流に處すと云ふのであります、是れは非常に苛酷のやうでありますが英國でも人を誹謗した者を重く罰します、英國人は名譽を非常に尊重する、日本も當時はさうでありまして、人を誹謗したる者の重きは流に處すると云ふのであります。今日新聞で頻りに人の惡口を書いて居る、惡口を言はれた者も案外平氣で、七十五日も經つたら社會は忘れて仕舞ふだらうと思つて居る、是れは昔なら餘程やかましい事であります。今度刑法の改正委員會では、誹毀罪を重くするやうに草案を作つて居ります。其からもう一つの規定は、虚言を構へ、讒訴、即ち誣告した者は島流しにする。それからもう一つ御成敗式目に變つた事があります、他人の妻を密懷したる者——密かに懷に抱くとでも云ふ意味でせう、此の頃の言葉は變な熟字を使つて居ります——他人の妻を密懷したる者は、強姦和姦を論せず、侍は祿を半分召上げられ出仕を止めさせられる、所帶なき者即ち財産なき者、又は獨立の生活をして居ない者は島流しにすると云ふ事があります。其の後御成敗式目は建武以後、足利時代に多少追加せられ

ましたが、要するに中古時代は此の法律が處刑の本と爲つたのであります、島流しになりました主なる人々を申上げて見ます。

細かい事は略することに致しまして、後鳥羽天皇の正治元年に僧文覺を又佐渡に流しました、文覺上人は中々勇氣のあつた人で、度々問題を引起しましたが、伊豆からつ歸つて京都に居りましたが、鎌倉の幕府方であつたので、幕府の爲に努力したと云ふ理由で、再び佐渡に流されて居ります。後鳥羽上皇の承元元年一月黒谷の源空上人(圓光大師)を土佐に流しました、是れは專修念佛の布教を禁止した時であります。其の次に鎌倉幕府は泉親衡が謀反せし時、和田の一族荏柄平太を陸奥に流しました。演劇で有名なる和田合戦の時の事であります。それから承久の亂に討幕に關係した公卿が大分島流しになつたのであります。又三上皇は畏多くも隱岐國、佐渡國、土佐國に流されたのであります。上皇を流すと云ふことは、縦令位を御讓りになつた御方にしても實に許すべからざる惡逆の行爲であります、併し是れは刑の適用としての流刑ではありません、北條義時より御轉居を願つたものと解すべきだと思ひます。龜山天皇の文應元年七月に日蓮上人が今日で言へば治安警察法違反、出版法違反とでも申しませうか、禪宗及念佛宗の惡口をしたことが北條時頼の怒りに觸れまして、伊豆に流されたのであります。鎌倉に居つて伊豆に流されたのでありますから大したことはなかつたが、間もなく許されまして、文永八年に又各宗の高僧を誹謗!

たので、今度は死刑の宣告を受けたのでありますが、日蓮宗の信者に言はしむれば、龍の口に於て死刑執行の際、首斬役人の振冠つた刀が折れたと言ふのですが、さうではない、私は日蓮宗に反対でも何でもないが、公平に言つて見ますと、龍の口で死刑にすると決つた時に、北條時頼が又考へ直し一等を減じ死刑を許し佐渡に流したのであります。信者の方からは、振冠つた刀が折れたと言はないと難有味がないからさう言ふのでありしやう其の次に有名なのは後醍醐天皇の正中元年に中納言資朝——是れは阿新丸の阿父さんであります、此の人が佐渡に流されて居ります。元弘の變の時には藤原藤房その他が流されて居りますが、割合に流刑が少ないのであります、是れは少い筈であります、鎌倉時代の末から足利時代に掛けては、天下が大分亂れて居り、戦争が多かつたので、自然殺伐の空氣が社會全體に満ちて居る、島流しなどは面倒臭いと云ふやうな趣旨で、皆どんどん斬つてしまふ、足利時代は非常に斬罪が多かつた、唯一つ著名な事件は足利義政の妻の大館氏と云ふのが中々才物で政治向に喙を容れ權威を恣にし居つたが、後で義政の夫人富子を祈り殺さうとしたことが發覺したので、義政が大に怒つて近江琵琶湖の沖島に流したが、間もなく自殺をして居ります。文祿四年七月關白秀次が太閤秀吉の怒に觸れたことがありまして、高野山で自殺をしましたが、其の時分に家來の多くが自殺しました。木村重成の父も此の時死んだのでありますが、其の他の者

が大分島流しになつて居ります、前申す通り割合に亂世には流刑はないのであります。要するに亂世には遠方迄罪人を護送することも面倒であり、又どこの國に流すと言つても、幕府の勢力がそこまで及ばないことがあると云ふやうな事も關係して、流刑は少くなつて居ります。是れは日本ばかりではなく、國が亂れて來るとどこの國を見ても、流刑は少いのであります。支那などもさう云ふ傾向が見えます。

#### 四 近古時代の流刑

次は近古時代であります、慶長五年關ヶ原の戰に於て、天下の形勢は一變し豊臣氏が衰へて徳川家康が勢力を得た頃から、比較的多く流刑を適用したのであります。大阪落城問題で家康は世人の評判が悪くなりましたが、刑罰の執行は割合に寛大な處置を執つた人でありまして、大阪落城の處置を除けば家康は實に立派な政治家であり、又聖人同様の人だと云ふ説もあります。慶長年間から徳川家では大分流刑を適用して居ります。此時代には上古時代からありました遠流、中流、近流などの區別を廢めてしまつて、唯島流しと云ふことにし、徳川時代には遠島と呼んだのであります。法律にも遠島と書いてあります。江戸から流罪に處する者は八丈島、三宅島、新島、神津島、御藏島、利島などに送り、京都、大阪、西國、中國などの奉行所にて言渡した者は、薩摩、肥前の五島、隱岐國、壹岐國、肥後の

天草と云ふやうな所へ送り其の他甲斐、信濃、陸奥、出羽、蝦夷——今の函館附近でありましやう——、さう云ふ所に流すやうになつたのであります。さうして此の頃も矢張り島へ参りますと、雨露を凌ぐだけの家を作ることを許して、漁業の出来るものは漁業をやり、島でなくて普通の土地に流された者は耕作をすることを許し、さう残酷な取扱はしなかつたやうであります。が、罪人が其の島を拔出して來ますと、今度は斬罪にして丁う、島抜けと云ふのは可なり重く罰せられたのであります。

徳川時代に遠島に處すべき罪はどう云ふものであるかと言ふと、是れは可なり罪名が多いのであります。餘り長くなりますから極くざつと申します。江戸の日本橋に高札を立てましてそれに書いてあるのでは、賭博を止めないでどこまでもやる者は流刑に處すと云ふことがありまして、幕府では一度か二度賭博をした時分には許してやるが、度々重なると遠島にしたのであります。もう一つは宗教問題、今日で言ふ思想問題であります。日蓮宗の中で不施不受と云ふ一派、物を一切受けないし施もしないと云ふ一派がありました。此派の者がどう云ふ理由でありましたか、幕府の忌諱に觸れまして、此の説を宣傳する者は遠島に處すと云ふことが定めてあります。簡単に申しますと、徳川時代では窃盜、詐欺の如きは流刑に處せない、窃盜は斬罪であります、或藩に於ては杉の山林を保護する必要上、杉の木一本伐つても斬罪に處すると云ふ法規を定めた所もありま

した。御定書百箇條に依りますと、遠島に處したものは左の犯罪であります。

二十一

隠銃砲有之村方咎之事。

三十八

逢難風打荷致、殘荷物を盜取候船頭之宿いたし、馴合村中之者え申勸、配分取候者。

四十八

幼女え不義いたし怪我爲致候者。

五十一

女犯之僧御仕置之事寺持之僧。

五十二

三島派不受不施類之法を勸候者。

五十五

博奕打筒取竝宿。

武士屋敷にて召仕博奕致候者。

手目博奕打候者。

仲間之者之金子合力の爲と申、博奕を催、合力金之内、内證にて自分も配分取候もの。

七十一

元地主を可殺所存にて手疵爲負候家守。

非分も無之實子養子を殺候親。

但し親方之もの利得を以殺候は死罪。

弟妹甥姪を殺候もの。

人殺の手引致候もの。

差圖を請人を殺候もの。

人殺の手傳いたし候もの。

相手より不法の儀を仕掛、無是非及刃傷人を殺候もの  
渡船乗沈溺死有之は其船之水主。

車を引掛、怪我等爲致候もの。

親被殺候死骸見届候得共、物入を厭ひ村役人等相談之上不<sub>レ</sub>

訴出<sub>レ</sub>、押隠候義顯おゐては

<sup>七十四</sup>弓銃砲を放し、あやまちにて人を殺候もの。

<sup>七十九</sup>子心にて無<sub>レ</sub>辨、人を殺候もの。

子心にて無<sub>レ</sub>辨、火を附候もの。

<sup>八十六</sup>辻番所におゐて博奕いたし候番人。

大體以上のものが遠島に處せらるべき罪であります、要するに窃盜詐欺の如き破廉耻罪を除き、賭博、殺傷罪の或種のもの姦淫及思想犯に關するものが遠島に處せられたのであります。

次は流人の護送の手續であります、幕府のやり方は中々行届いたもので、人權の何物たるかを考へないのであらうと思ふと中々さうではないのであります。遠島にやる時にはどう云ふ風にしたかと云ふと、是れは「刑罪大秘録」に載つて居るから間違ひないと思ひますが、第一に町奉行が遠島の言渡をすると、遠島部屋と云ふ揚り屋に入れて置くのである。江戸から送るのは大概品川沖から伊豆島であつたから、一人々々遠島者の爲に一艘宛船を出すのも經濟上出来ぬ事でありますから、二三十人になる迄待たして置く、餘り長いといけないが、三四ヶ月は待つやうであります。寶曆四年迄は大分待つたのであります、其の後餘り待たせないで船を出せと云ふ達が出て居ります。愈々出船の前になると、流人の親族等より<sup>〇</sup>届物の願出があれば之を

受附けるのであります。届物と云ふのは今の差入であります。島に行けば何年で歸るか分らない、一生涯居るか、五年目で許されるか分らないから、親族友人などが集つて、届物を持つて流人に差入を願ふのであります。此の願がありますれば、流人一人に付て米二十俵までは許されるのであります。是れは初めの生活をするだけのもので、島に行つて畑を耕すに至るまでの間用ひるものであります、錢は二十貫まで、小判は二十兩まで許すと云ふのですが、其の頃の二十兩は今日では凡そ五六百圓にも當りましやう、さう云ふ風に餘程寛大であつたのであります。所が親族其の他から届物の申出がない流人には、幕府から手當が出るのであります。普通の身分の者即ち平民とでも申しますか、それに對しては金二分、揚り屋に居る侍は金一兩、揚座敷の者には二兩を幕府から出してやります。錢は文久錢か寛永通寶なぞで渡します。さうして出發の日には、役人が流人の牢の前に出て、坊さんであれば罪人駕籠に乗せるが、普通の人であれば持籠もっこに乗せます、何れも青い細引で縛つて逃げられないやうにしてある、錢はかま匁に入れて荷札を附けて、銘々流人の前に並べて置いて牢役人の來るのを待つてゐる。牢役人即ち牢の鍵を持つて居る役人が來て、流人と出牢證文と身分帳を對照して、年齢等を十分調べて、船の方の係りの役人に渡すのであります、船の係りの役人が流人を受取つて船手の番所に行きますと、船手頭が流人に所持品を渡し、舢かまに乗せますが、女は別

居させることにして居ります。船手の役人からは身柄の受取證文を取ることになつて居ります。「井上正鐵翁在島記」と云ふ本に流人の護送の手續を詳しく書いてありますが、餘り長くなりますから簡短にお話しますと、其の本に依れば流人は江戸靈岸島渡場まで行きまして、島役人の検査を受けて船に乗るのであります。井上が乗る時には、芝の濱御殿の脇で検査を受け、船に乗つてから出發するまで、沖で三日間滞在した。是れには意味がある、幕府の役人は能く斯う云ふことをした、三日滞在中にして居る間に、親族友人などに別れをさせる。それから又可笑しいのは此三日が経つと品川に行きますが、品川に行つて臺場邊で風待ちをすつて又滞在中をする、此の間にも役人に袖の下を少しやると、風待ち中に面會が出来る、船の出發前に面會の出来なかつた親類や友人は此の時に行つて面會をすることが出来るのであります。それから浦賀に行きまして、浦賀の船番所で検査を受けて通れと言はれると、そこを通つて指定の島に行く、島に到着すると島の方にも島役人がありますから、其の島役人の支配を受けて生活をするようになります。細かいことを大分書いたものがありますが、餘り長くなつて後の話に差支えますからざつと申しますが、可なり寛大な處置を取つて居たやうであります、併し金のある者がどうも勢力を得るらしい「井上正鐵翁在島記」を見ましても、島に行くと流人が澤山居る、其の人達に一應披露の會を催さねばならぬ。今度當方に参りまし

たから宜しく願ひますと云ふ、一場の挨拶でも述べて饗應をするのであります。兎に角、在來の島に居る人々にも相當のことをしなければならぬ、地獄の沙汰も金次第と云ふ諺の通り、金がないと島に居つても幅が利かないらしい。

徳川幕府が流人に對して比較的寛大の處遇をするに至つた原因として、或書物に書いてありますのに、徳川家光の近侍の侍が或日島流しの話をして居つた、其の時分に竹千代、是れは四代將軍家綱であります、此の竹千代がそこに居つて段々話を聞くと、流人は島に行つてから早速食物に困ると云ふやうな話があつた、竹千代はまだ小さい頃でありましたが、其の近侍の者に向つて、「一體島流しと云ふのは其の人の命を助けてやると云ふので、一等を減じて島にやるのぢやないか、島に送つて之を干乾にする譯ではなからう、何故食物をやらないか」と言つたので、近侍の連中はつと言つて答が出来なかつた。家光が之を聞いて大變喜んだ、「竹千代は良いことを言つた、天下の政治をするものはさう云ふ所に氣が附かなければいけない、死一等を減じて島に流すのに、其の者に食物をやらないのは間違つて居る、これから食物を與へるやうにせよ」と言ひ、此の時代より幕府は流人に食物を送ることにしたのであります。又元祿十年のことではありますが、代官伊奈兵右衛門と云ふ人が、或る不正品を取扱つたと云ふので、三宅島に流されたが、其の子、友之助忠眞が自分も不正品に少しく關係をした譯でありますから、

父の罪に座して江戸から立退かねばならなかつた、それで忠眞は願書を出して、私も何卒島流しにして貰ひたいと嘆願をした。どう云ふ譯かと云ふと、父は齡を老つて居るから、父を奉養する爲に島流しを願ふと云ふのであります、然るに幕府より許可せられ、父と一緒に三年間三宅島に居つて、父の死亡後忠眞は歸つて來ましたが、幕府では其の親孝行を褒めて新たに百五十石を與へて御家人にした。是れなどを見ても余程寛大であつたと云ふことが分るのであります。

徳川幕府時代にどんな人が遠島になつたかと云ふことを、少し述べて見ます。第一に家康の時、慶長八年に浮田秀家を流して居ります。秀家は關ヶ原の大戦に於て敗れたのでありますから死なねばならん筈であります、切腹もせずに生きて居つたのであります。逃れて鹿兒島に居りましたが島津家の命乞に依つて、家康は八丈島に流したのであります。次に慶長十七年に有馬の城主有馬晴信を甲斐國に流して居ります、是れは切支丹の關係で、領内に於ける切支丹宗の取締が出来なかつたと云ふ罪であります。次に元和二年七月に越後高田の城主松平忠輝（家康の第九子）を伊勢朝熊に流して居ります。是れは大阪夏陣の時に家康の旗本長坂血鎗九郎の弟を切捨てたと云ふ理由で流罪にしたのであります。次は元和五年六月九日廣島の城主福島正則を津輕に流すことにしたのを、其の出發前に信州川中島に流すことに變更した。正則は何の不服も言はず此の命を受けて、

川中島に行つたのであります。此の島流も種々の事情があります、私は、正則は偉い人であつたと思つて居ります、正則は世人よりは誠に亂暴者のやうに言はれて居り、加藤清正程評判が良くありませんが、然しながら中々偉い家來を澤山持つて居つた人で、唯大阪落城の時豊臣家の滅亡も知らぬ振をしてゐたと云ふので、世人より大變攻撃をされて居ります、清正はそれ以前に死んだので或は幸福であつたかも知れません。大阪の戦争の頃に正則は江戸に居つた、正則が豊臣秀頼を見殺しにしたのは不都合だと云ふ評判のあることを聞き、元來正直で短氣でありますから煩悶の末何か癪に觸ると家來を切るやうな事が度々あつた、それで其頃から正則は亂暴だと云ふ説が起つたのであります。後になりまして、幕府から廣島城普請の儀に付御法度に反いたと詰問せられた、詰り許可を得ずして普請をやつたと云ふので津輕に流すと云ふ言渡を受けたのであります。是れは甚だ氣の毒なことでありまして、實は廣島の城普請をすると云ふことは、幕府の老臣である本多上野介正純に豫め書面で其の事を届けた、それを本多上野介は加藤とか福島とか云ふ豊臣方の大名を成るべく潰す方針だから、他の老中に告げず黙つて居つた、詰りそれを握り潰してしまつた。さうして置いて、幕府は今度廣島では城普請をして居るが、何故無屈でやるかとやかましく言ひ出した。若し正則がやかましく逆襲的に行けば本多上野介と争はねばならんが、本多を相手にしても仕様がなと思

ひ、幕府から津輕に行けと言はれた時分に、江戸の愛宕下、今の青松寺の邊が正則の屋敷と思ひますが、おとなしくその命をお受けしたので、幕府でも氣の毒に思ひ、越後魚沼郡の内二萬二千石、信濃川中島二萬石、都合四萬五千石を與へると云ふことになつた。六十萬石の廣島から四萬五千石になつたのであります、それでも四萬五千石と云へば兎に角大名ではありますが、是れは本當は捨扶持と云ふので、名義上は四萬五千石でありますけれども、米は自分で收納するのではない、徳川の役人から仕送るだけしか貰へないのであります。正則は川中島で死し、其の子正勝も矢張りそこで死んで居ります。さうして福島家は斷絶したのであります、徳川五代將軍の時になつて、福島家の滅亡したのは氣の毒であると云ふので、正則の庶腹の孫が二千石の旗本に召出されて居ります。正則と云ふ人は偉い人であつたと云ふことは、福島丹波、大崎玄蕃、吉村又右衛門、可兒才藏、尾關石見などと云ふ其の頃天下に有名なる良い家來が居るのでも分ります。正則ほど多くの豪傑を家來にして居つた者は當時多くはなかつた、講釋師なぞが非常に亂暴者のやうに言ふのは、正則の爲に甚だ氣の毒であります。賤ヶ嶽の七本槍の中で、福島正則、加藤清正、加藤嘉明だけは立派な大名になつて居りますが、外の者はさほど立身してゐない。平野長康などが一萬石、片桐且元は評判は好いけれども五萬石許りであり、脇坂安治も亦五萬石の大名であつた。さう云ふ人々に較べて見

ると、正則と云ふ人は偉い所があつたに相違ない。島流しになつた際にも徳川の上使に向つて、「大御所(家康)御在世ならば申上げたいこともあるけれども、今の秀忠公に對しては何も申上げるに及ばないから、上意の趣きを承ります」と言つて、何も不服を言はずに島流の命を受けたと云ふに依て見るも、余程立派な考へを持つて居た人のやうに思はれるのであります。

其の次は元和八年八月宇都宮の城主本多正純を出羽の横手に流して居ります。是れは有名な宇都宮の釣天井の事件であります。此の本多上野介正純と云ふ人は、父は佐渡守正信と云ひ、徳川家隨一の謀臣で非常に勢力のあつた人であります。正純は父正信が死にました後に、下野小山の五萬石から、宇都宮の十五萬石の大名になつて居ります。是れは非常な拔擢であります。然るに之れが爲に、宇都宮の城主奥平忠昌は下總の古河城に移されたのであります。忠昌の祖母が本多を恨みまして、さうして秀忠將軍が日光の參詣からの歸途宇都宮に寄られる豫定であつて、今市の町に來た時に「宇都宮の城にはお泊りにならんやうになさい、宇都宮の城には怪しい仕掛がある」と云ふことを、急使を以て密告したのであります。忠昌の祖母は家康の長女で秀忠の姉であります。其の人の言ふことでありますから、秀忠は江戸の御臺所が急病だと稱して、今市より直に宇都宮を通らずしてどんどん江戸に歸つて來た。それが釣天井を造つたと云ふ話の出た原因であります。決して釣天井で

はないので、當時武家の住居は床を低くして敵の間者の縁の下に忍び込むのを防ぐやうに造られたのでありますが、本多はどう考へたのか宇都宮城の殿舎を改築して床を高くしたのであります。それが問題になつた。詰り秀忠が宿泊する座敷の縁の下に忍びの者を入れて下から槍で突上げれば、將軍を殺すことも出来ると云ふ風説が立つたらしいのでありまして、釣天井と云ふのは上から落すのですが、是れは縁の下から突上げると云ふので、全く反對であります。徳川幕府が本多正純を出羽の横手に配流する判決書に依ると、第一は、正純が鐵砲を澤山拵へて、泉州の堺から宇都宮まで、尋常の荷物の如く装うて通過せしめたこと即ち關所を破つたこと、第二は、宇都宮の城普請に關し幕府から附けられた根來同心を勝手に殺したことが不都合だと云ふのです。演劇或は講談に於て、大工を殺し古井戸の中に埋めたと云ふのは、根來同心を古井戸に斬込んで埋めたのであります。第三は、宇都宮城二三の郭の修築を申出て置いて、本丸の修繕をしたと云ふことであります。併し幕府では正純の處分には余程困つた、家康の非常なお氣に入りの老臣でありますから、遠慮をしたものと見えまして、宇都宮に向つては此命令を發しなかつた。丁度此の頃最上義俊を家政不取締として、山形の六十萬石を取上げ近江へ轉封を命じましたが、其の上使として本多正純に正使を命じ、副使としては永井右近大夫直勝と、それと二三人附いて行つたのであります、最上家に對し山

形六十萬石を召上げて近江の國に轉地せられる言渡しをなし、義俊か畏り奉ると御受をすると、山形の城受取の手續を濟まして今度は副使の永井右近が正純に對し、儲今度はあなたに上意があると言渡した、何事ですかと聞くと、其の上意は「御奉公仕方上意に應せざるに付き、宇都宮城地召上げられ出羽國由利に於て新規五萬石之を下さると」云ふのです。出張先で轉地而かも左遷を命せられたのであります。正純は非常に憤慨したものと見えまして、「私儀御奉公の仕方上意に應せざる段迷惑仕り候、此上は五萬石の新地をも差上げ申し、千石拜領仕りたし」と正純は御答した。併し副使の方では正純の申出に對し何とも仕様がないから、同行者中の使番伊丹喜之助康勝が急行で江戸に歸つて、將軍に此の由を言上すると、秀忠は大に怒つて「重々上を蔑ろに致す段不届き至極、此の上は佐竹修理大夫へ預け、深く愼ませ置くべし」と云ふので、出羽の由利であつたのが今度は出羽の横手町へ流罪を申付けられたのであります。右様の次第で極めて簡単に宇都宮城の明渡も濟みましたが、本多上野介は家康以來の權臣でありますから、佐竹侯も其の流罪を大層氣の毒に思つて、待遇も厚くしたのでありましたが、或時秋田の城主佐竹義隆が徒歩で正純の家に行つた、さうすると正純が少しお喋りをした、昔語りをしたのであります。それは、「近頃非常に御丁寧な待遇を受けて、私は流人とも思へないやうであります、實に有難いことである、實際昔の話をすれば、關ヶ原

の戦争が済んだ後に、實はあなたの舊領常陸を召上げられる時分に、大御所(家康)は佐竹の今度の致し方は、敢へて自分に敵対したした譯でもない、上杉とは大分違ふので、所領(八十萬石)の半分取上げやうと云ふことを仰つしやつたが、某がそれは宜しうございませぬ、そんなに澤山やる必要はありませんから二十萬石位おやりになつたら宜からうと申したのだが、今日こんな御世話になるなら、大御所の申される通りにして置けば宜かつた、さうすれば佐竹家は四十萬石になる所だつた。」と云ふ物語りをした。それが江戸に聞えた、詰り官の祕密を漏洩した譯であります。それで江戸の老中は非常に怒つて「正純御勘氣の身として御政事向きの事を口外するは不届きなり、正純に對しては用捨なく嚴重に慎ましむるやうに」と云ふ命がありまして、佐竹侯も致し方なく、正純の家の周圍に柵を作り、嚴重に釘附けにしてしまつたのであります。其の後寛永八年に死亡しました。正純は才智すぐれた人でありましたが、末路は甚だ悪かつたのであります。次に元和九年二月十日福井の城主松平忠直を豊後の日田に流したのであります、忠直卿の事も近年芝居でする事柄であります、此の人は大阪夏陣に非常に働いたのであります、どう云ふものでありましたか、家康が恩賞を多くやらなかつたのに不平を起して、亂暴と爲り、或は百姓を苛めるとか、色々の我儘をしたのであります、遂に豊後日田に流されたのであります。次に寛永六年七月二十五日に大徳寺

の坊さんの玉室、澤庵、單傳、桃源などと云ふ人々を流して居ります、澤庵和尚は出羽の上の山に流されて居ります。是は宗教の問題でありまして、種々細かいこともあります、詳しく申述べる必要もありませんが、是は幕府と朝廷との争ひになつて居ります。それは朝廷の方で坊さんに紫の法衣を許したのでありますが、徳川方の金地院の崇傳と云ふ坊さんが、それは家康の定めた制規に背くものであると主張し朝廷と争ひとなり、到頭後水尾天皇は位をお譲りになつたのであります、非常に御憤慨遊ばされたものと見えます。其の他にも日蓮宗の問題で流罪がありますが是れは省略しまして、次は寛永八年六月、熊本の城主加藤忠廣を出羽の國庄内に流して居ります。是れは清正の實子であります、凡庸の人であつて且身持も宜しくない、清正の死後家臣飯田覺兵衛が隠居して、後は加藤美作、加藤出羽の二人が権力争ひをして、政治が紊れて來た。徳川家ではさうでなくても不當の事があつたら大名の家を潰さうと思つて居る時でありますから之を理由として、熊本七十萬石を取上げて忠廣を出羽庄内に流したのであります。次に寛永十七年讃岐高松の城主生駒高俊を出羽に流して居りますが、是れも理由は家中不取締であります。次に寛文六年十月三日山鹿素行を播州赤穂に流して居ります、山鹿を流しました理由は極めて簡単なことで、「聖教要録」と云ふ本がありますが、是れは日本の國體論をしたのであります。寛文六年の十月三日に北條安房守氏長か

ら「相尋ぬべき御用之儀有之候間早々私宅まで参らるべく候以上」と云ふ切紙が來た、素行は呼出状を見て、切腹を申附けられると思ひ、其の準備をして行つた。すると安房守より、「其方こと不届の書物仕候間淺野内匠頭に御預け被成候旨御老中被仰渡候」と申渡した、素行は畏り奉ると言つて御受けをして、十月九日に江戸を發して赤穂に到着したのであります。赤穂では流人の身ではありましたが、大石頼母と云ふ内藏之助の阿父さんが大層丁寧な世話をして、朝夕野菜などを贈つてゐた。淺野長友公(長矩の父)は前に山鹿の門に入つて居つたので、自分の先生が自分の國に流された譯でありますから、時々江戸から歸つて山鹿の教を受けたのであります。素行は丁度十年赤穂に居りましたが、其の間に淺野の家來に學問を教へたのであります、教育と云ふものは必要でありまして、例の赤穂の四十七士の如き義士が出たのは、其の爲めであらうと思ひます。吉良家に討入の時はもう山鹿素行は死んで居つたのであります。

其の外に普通の人——平民で島流しになつたのが段々あります、一例を挙げますと、寛文九年七月二十三日無宿市郎兵衛を肥前五島に流して居りますが、是れは詐欺であります。それから寛文十年四月一日江戸四日市町の者で、五郎兵衛と云ふ者が主人の判を利用して金を借りたと云ふので薩摩に流されて居る。其の次に大きな事件は天和元年六月二十一日越後高田松平家の家老萩田主馬を八丈島に流して居ります。是れは家老小栗

美作と争つて、幕府に訴へたのでありますが、將軍綱吉が自ら審問をしたのであります、五代將軍綱吉は襲職の初めの間は非常に政治に勉強し好評であつたが、後では悪いことが澤山ありました。此の將軍が自ら裁判をして、喧嘩兩成敗として雙方共處罰せられたのであります、是れは所謂越後騒動であります。もう一つ變つた事件は、元祿元年桐の間の番士永井主水が八丈島に流されて居ります、永井主水が城中の勤務を終つて下つて來る途中犬が吠えましたのを、永井の仲間が脅しの爲に木刀で犬を追ひ拂つた處、どうしたはづみか木刀が犬に當り犬がそこで死んでしまつた、それが爲に取調を受け仲間は可哀想に斬罪になり永井主水は八丈島に流されたのであります。此の時分に綱吉は大いに犬を愛し之を極端に保護して居りました、動物虐待防止法を精神を犬のみに適用したのでありませう、自分が犬の歳の生れであると云ふことが原因で、犬をどこまでも憐れまねばならんと云ふので、餘り犬を愛撫した爲、犬が大いに跋扈し、人間に噛み附くやうなことになり、江戸市民は大に困難した。是れは綱吉の政治が悪くなつた頃の事であります。永井主水は其の後暫くして歸つて來ましたが、要するにこんなことで島流しもあつたのであります。元祿五年に高野山の僧徒を多數島流しにしたこともあります、ちよつと著名なのは元祿十一年十二月二日英一蝶を三宅島に流したことであります。どう云ふ理由で英一蝶が三宅島に流されたかと云ふことを、色々書物

も見、人にも聞きましたが分りませんが、表面の理由は、一蝶が百人の美人の繪を畫いたが、其の中に立派な装をした女蕨が鼓を持つて舟の上に居り、其の傍にやんごとない殿様風の人が立つて棹を手にして居る畫がある、英一蝶の辯解では、足利時代のことを書いたと云ふのであつたが、五代將軍綱吉と寵妾お傳の方との舟遊を寫し將軍の行爲を誹謗したのだと云ふことに認められた。其の頃綱吉の評判が悪くなつた時分ですから、幕府は不届の所爲なりと認め一蝶を召取つて島に流したと云ふ説がありますが、或説ではさうではない、英一蝶は綱吉の妾の兄の旗本某と一緒に吉原に屢々遊びに行つた、其の旗本は不行跡の廉で蟄居申附けられたが、其の旗本と一緒に遊興したから罰せられたと申して居ります。英一蝶が其の頃盛んに酒を飲んで遊興したことは間違ひない事實であります。三宅島に行きましても段々繪を研究して、そこで書いた繪が能く賣れる、江戸に送つてそれを賣つて、其の金で阿母さんを養つて居りましたが、島で書いたものは島一蝶と云つて、今日でも大分値段があり、又良いものが澤山あるやうであります。一蝶は島に十二年居りまして、寶永六年に江戸に歸つて來たのであります。其の次は元祿十六年二月四日吉良左兵衛を信濃の高島(諏訪)に流して居ります「淺野内匠頭家來共上野介を討候節左兵衛仕形不届に付領地召上げられ云々……」と云ふのであります、淺野の浪士が討入つた時分に左兵衛は奮闘すれば宜かつたが、隠れてしまつ

たのが、侍としてあるまじきことであると云ふので、領地を召上げられ諏訪安藝守に永の預けとなりましたが、結局吉良家に對する世評が悪かつたことも一原因であります。一方淺野家では淺野長矩の弟大學が、寶永年間になりて旗本に召出され五百石を賜つたのでありますが、吉良家に對しては赦免なく吉良家は斷絶致しました。其の次に遠島せられた者は、正徳四年三月に大奥の女中繪島を信州高遠に流し、明和四年八月二十一日竹内式部を八丈島に流し、同じ時に宮澤準曹外三人を遠島に處して居り、寛政三年に江戸金杉の安樂寺の仕職が少し不穩當なことをやつたと云ふ理由で、之を三宅島に流して居ります。

徳川時代に於て流刑に處せられましたものは、大體調べて見るとこの位でありまして、安政年間の大獄の際にも流刑がありました。是れは極く新しいことでもありますから、御承知のことでありませう、大體に於て日本の上古、中古、近古に於ける流刑は、其の處遇が寛大であつたのであります。

## 五 結 語

我國に於ける流刑の話を終るに臨み外國ではどう云ふ風にして島流しをやつたかと云ふことを、御參考にお話しますと、流刑を最も澤山やつたのは英吉利であります、千五百九十八年、丁度日本の慶長三年で秀吉の死んだ年であります。女王エリザベスの時に無頼漢や浮浪人を植民地に移送したのでありま

す。英吉利は植民地を澤山持つて居りましたから、盛んに送つたやうであります、亞米利加の方面にも送つて居ります。千六百十九年ヂャコブ一世が悪い女——放埒なる婦女と申しますから、今日の日本のモガ連中を百人ウイヂニヤの植民地に送つた、是れは政策上の理由に因るものでありまして、初め浮浪者を送つてそれから悪い女を百名送つた、植民地に於ける婦女の缺乏を補充する趣意でありますから刑の執行としては、餘り政治上の意味が濃厚過ぎるやうであります。千六百七十八年及び千六百八十二年の法律は「裁判官は被告人の死刑を減じて之を亞米利加へ送ることを得る權利を認めた」のであります。是れから後裁判所は死刑になるやうな者の死一等を減じて亞米利加へ續々流す判決をしたのであります、さうすると亞米利加の方は大分苦情を言ひ出して來た、さう悪者を送られては困ると云ふ抗議がありましたから、亞米利加への流罪を控え目にして、濠洲方面に送つたのであります、さうすると流刑者に非ずして以前から居つた住民は此處でも非常に苦情を言ひ出した、それで千八百三十七年英國の下院では特別委員會を設けて、流刑の制度を研究し千八百五十一年に至り植民地濠洲に流人を送ることを廢止してしまつた。英吉利の如く植民地を澤山持つて居る國では流刑を廢止するは非常に苦痛であります、已むを得ず監獄内で相當の處罰をすると云ふことになつたのであります。露西亞は一層亂暴でありまして、必ずしも死一等を減じた

者のみでなく、懲役人を盛んに西伯利亞、サガレンに送つたのであります。政治犯であつても宗教犯であつても一向構はない、甚だしきに至りますと、或者が犯罪をしさうだと思ふと保安上必要ありとの理由にて西伯利に送つてしもうのであります。佛蘭西、西班牙、白耳義などでも昔は盛んに流刑者を植民地に送つて居りましたが、何れも結果が好くない、且自由移民から抗議が出るので、大分制限をして居ります。支那では矢張り五刑として、日本と同様に笞杖徒流死と云ふものを規定したのであります。流と云ふ言葉は支那の書物を見ると斯う云ふことが書いてある、流と云ふのは一生涯歸らないのを云ふ、尙ほ水流の去つて再び歸らないやうだと説いて居ります、支那では流に處せられたならば再び歸らないのが原則となつて居るが、日本のは歸つて來るのが原則のやうであります。日本のは唯今説明した通り、徳川時代には澤出流刑に處しましたが必ずしも離島のみでなく多くは信州であるとか、陸奥であるとか、出羽であるとか云ふ所に流して居る譯であります。

以上の事例に依つて考へて見ますと、我國では昔から今日まで刑罰の目的以外に流刑者を利用したと云ふことはない、英國等の如く政治上の或目的に利用したことはないのであります。詰り、犯罪の情狀から流刑にすべき者は流刑にする、又は死に當る者を減刑して島流しにしたと云ふ事實が最も多いのであります。是れは要するに、我國は朝廷の御趣意が古來寛恕の政事を

---

以て下に臨まれた故でありまして、それは明治二年に集議院にお下しになつた前述詔書に依つて明瞭であると思ふのであります。

甚だ長い話を致しましたが、我國に於ける流刑に就てのお話は、是れで終ることに致します。